

## 相続手続きについて①

相続が発生すると手続きをしなければなりません。この相続手続きには、相続人、相続分、相続財産の確定、相続の承認・放棄といったことが含まれます。今回は、相続人の確定です。

### ●相続人

相続人には次の2通りがあります。

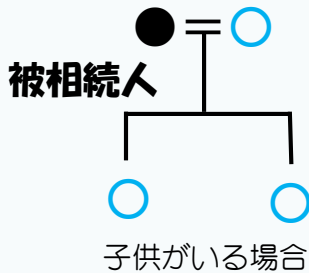
#### ・配偶者相続人

亡くなられた方(被相続人)に配偶者がいるときは、常にその配偶者は相続人になります。(内縁の妻は法律上の配偶者ではないので相続人になりません)

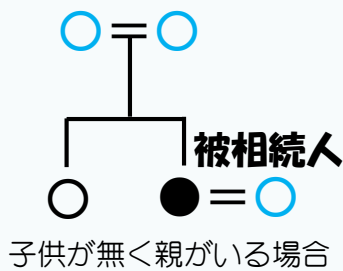
#### ・血族相続人

血族相続人は、次の順位で配偶者とともに相続人になります。

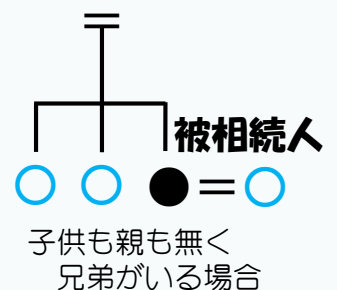
#### 第1順位



#### 第2順位



#### 第3順位



被相続人(●印)に子がいればその子が相続人に、子がいなければ親(直系尊属)が相続人に、子も親もいなければ兄弟姉妹が相続人になります。実子も養子も順位に差はありません。(○印が相続人)



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番  
代 表： 萩 原 和 雄  
電 話： 046-292-7550  
FAX： 046-292-7560

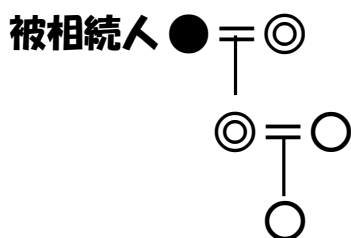


# 伸寛だより

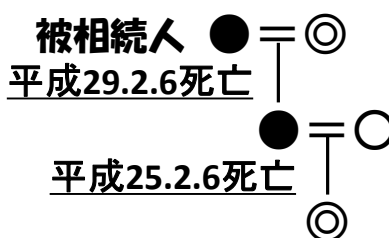
## ●代襲相続

子が被相続人の死亡以前(同時死亡を含む)に死亡していた場合、孫が子に代わって相続します。(◎印が相続人)

### 一般的な相続



### 代襲相続



## ●代襲相続が認められる場合

- ・被相続人の相続開始以前に死亡したとき(上記例)
- ・相続欠格者であるとき
- ・被相続人を虐待などして廃除されたとき
  - \* 相続欠格者とは、被相続人や他の相続人の生命に対する侵害行為や被相続人の遺言に不正を加えた者は、相続人から当然に除外されます。
  - \* 廃除とは、被相続人が相続人(兄弟姉妹を除く)から虐待などを受けた場合で、その相続人に相続させたくないことを望む場合、家庭裁判所に請求することで相続人から除外させる制度です。

◎子の場合、代襲相続人は孫⇒ひ孫⇒玄孫…と続きますが、兄弟姉妹では1代に限り(甥、姪まで)代襲相続ができます。

◎子が相続放棄をした場合、孫が代襲相続することはできません。

## 相続勉強会 開催中(別紙参照)

●日時 毎月 第1土曜日 朝10時~11時30分

3回シリーズで 次回3月4日(土) 次々回4月1日(土)

●場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分)

\*参加ご希望の方は、事前にお問い合わせ下さい。